

明治維新「神子禁止令」の思想背景と社会的意味

——「淫祀論争」と大阪の動向から——

堀岡 喜美子

〔抄録〕

明治維新政府は天皇を頂点とする祭政一致国家建設のための宗教政策を推進し、その端緒が「神仏分離令」であったが、次第に寺社改革から国民教化へと舵を取る。こうした折、明治六年（一八七三）一月に「神子禁止令」が教部省より発布される。しかし、今布達がこの時期に出された社会背景、および思想的背景についてはほとんど明らかにされていない。本論は思想背景として、明治維新の宗教政策を主導した、津和野藩と長州藩間で起きた「淫祀論争」から、平田派国学者による「淫祀観」の影響が大きいこ

とを明らかにした。また、社会的意味には、「神子禁止令」を政府に先駆けて発布した大阪府の社会動向から、呪術信仰の影響を受けやすい民衆騒動対応を一つの目的とする国民教化政策の一環であることを検証した。

キーワード 神子禁止令・明治維新・淫祀（呪術信仰）・民衆騒動・国民教化政策

はじめに

本論の目的は、明治維新政府より発布された「梓巫子並憑祈禱狐下ト唱ル玉占口寄等之所業禁止」（以下、「神子禁止令」とする¹）について、その思想背景と社会的意味について検証することにある。

明治維新の宗教政策は、天皇を頂点とした王政復古、祭政一致国家

建設を推進するものであり、その端緒が「神仏分離令」であったことは周知である。こうした政策については、歴史学、宗教学、神道学などによる豊富な研究実績があり、「神仏分離令」に関しては辻善之助等による全国の寺社の詳細な調査報告²、および安丸良夫の『神々の明治維新』³などが挙げられる。一方、「神子禁止令」に関しては安丸が前著などに「民俗的なもの」として、「教化体制に即し出された⁴」と

位置付け、また奥野義雄も習俗禁令の一環としての「民衆統制」の一面として論じている。⁵しかし「神子禁止令」が一連の明治政府の宗教政策上のような位置づけにあるのか、かつ、その思想、社会背景がいかなるものかについて十分な検討が加えられているとは言い難い。

「神子禁止令」には「所業ヲ以テ人民ヲ幻惑セシメ候」とあり、政府は梓神子や巫者、および狐下しなどの「所業」は「人々の心や判断を惑わす、すなわち「淫祠邪教」として禁止したと考えられ、その思想的背景に幕末の「淫祀論争」との関係が推測される。幕末・明治維新時の宗教政策と「淫祀」に関連した論考は、桂島宣弘が『幕末民衆思想の研究』⁶で維新の宗教政策の思想的中枢をなしたといわれる津和野学派から論じ、また三宅紹宣は『幕末維新时期長州藩の政治構造』⁷において、長州藩の幕末における「淫祀解除政策」の政治的背景と国学思想から分析している。その他、小平美香は女性神職の近代移行の在り様から「淫祀論争」について追究し、⁸また山口の郷土史家である沖本常吉は『幕末淫祀論叢』⁹として「淫祀論争」の全容をまとめ、貴重な内容を提示している。

これらの研究は、「淫祀とは何か」とした平田派国学の思想や、「淫祀論争」が幕末に盛行した社会背景がよくわかるものであるが、「淫祀論争」より浮かび上がった「淫祀観」が、「神子禁止令」とどのようにつながっているかについては言及されていない。また、政府の施策からも「神子禁止令」の背景は見えにくい。

一方、明治政府にとって重要地であり民衆騒動の重点地であった大阪府では、政府に先行し淫祀に関する禁止令と「神子禁止令」を発布

し民衆騒動との関連が示唆される。

本論は以上の状況を踏まえ、「淫祀論争」を再考し、次に大阪府の社会的動向と施策を、「淫祀論争」に関する研究成果に則り検証し、本論の目的を追究するものである。

第一章 「淫祀」とはなにか

本章では、呪術的民間宗教者であった民間神子の存在そのものを否定した、「神子禁止令」とはどのような思想を基底としているかについて検証する。平田篤胤を主軸とする後期国学の学説は極めて難解であり、またそれらを解くことが本論の趣旨ではなく、したがって検証方法として主に先行研究の成果に依拠するものとし、その論点は①「淫祀」とは何か、②「淫祀論」において神子や修験など民間宗教者はどのように捉えられているか、③国学者は国民、民衆をどのような存在としているか、の三点を主軸とする。

一 「淫祀解除政策」と「淫祀論争」について

「淫祀」とは何か、を論じるにあたり幕末期に長州藩が行った「淫祀解除政策」、およびこれに付随し起きた「淫祀論争」についてその概略を先行研究より見てみたい。

三宅紹宣は『幕末・維新时期長州藩の政治構造』において、長州藩が天保期に行った「淫祀」解除（ときわけ）政策の経過とその歴史的背景を探る中で、支配者にとつての「淫祀」の意味と、民衆の日常的信仰形態における「淫祀」とは何かを検証し、最後に「淫祀」解除政策

の歴史的意義について述べている。

長州藩の「淫祀」解除政策とは天保十三年（一八四二）より藩主毛利敬親の下、村田清風の指揮下、近藤芳樹の『淫祀論』に基づき行われた一種の宗教改革であり、合計二万二一七八もの寺社堂庵や石体金仏が解除された。解除されたのは元禄時代の調査時に登録（御根帳）されていない寺社堂庵等であり、これらを鬼神Ⅱ「淫祀」と位置付け、「鬼神の放置は民衆を迷わせ、政事の大害となるおそれあり」として排除したのである。¹⁰⁾

三宅はこのような長州藩の淫祀解除政策は、天保期における長州藩の社会状況、すなわち一揆・打毀の頻発であり、かつ、こうした騒動は民衆の迷信・呪術信仰により惹起されている（天保二年「皮騷動」）、とした認識による藩の民衆支配体制強化を目的としたものであると結論づけている。

一方、桂島宣弘は『幕末民衆思想の研究』の「はじめに」において、天皇制の支配イデオロギーを論じるには民衆の「日常」に「浸透」する思想的過程と構造について厳密に検討することが要請され、そのためには民衆思想を、宗教的意識や民俗的意識の動態との関連や構造から捉える必要があるとし、幕末の宗教政策を担った津和野主従（藩主亀井茲監、藩士福羽美静）の思想的バックボーンとされる岡熊臣および大國隆正の思想について論じている。

桂島は、岡熊臣の思想は淫祀論における「正方」（『延喜式』「神名帳」にある神社）と「妖術」の境界線を曖昧にしたものであり、「内外状況に対する未曾有の危機感」と民衆の神信仰とが「妖術」観とし

て現れ、呪術的民間宗教者の否定となっていると論じている。また、大國隆正について、岡とは異なり、対外危機を国家の危機と捉え「人民教化的国学」として天皇制国家宗教政策に収斂していく旨を述べ、こうした大國の思想は福田美静によって「更に純化された侵略イデオロギーに昇華」したと分析している。¹¹⁾

岡熊臣は八幡宮の神職者であると共に本居宣長や平田篤胤の影響を受けた国学者であり、津和野藩校養老館の初代国学教師も務め、津和野主従に多大な影響を与えたことで知られる人物である。¹²⁾ 熊臣は長州藩が行った「淫祀」解除政策の理論的支柱となった山県太華の『淫祀考』、および村田清風の『淫祀談』や近藤芳樹の『淫祀論』に激しく反論を行ったが、これは藩主より近藤の『淫祀論』に対し意見を求められ答えたものであった。

こうした長州藩と津和野藩の「淫祀」をめぐる論争に、周防国の国学者岩政信比古が『淫祀論評』をもって加わったのがいわゆる幕末の「淫祀論争」である。淫祀論争の内容は極めて難解であるが「淫祀」とは何か、とする国学者の民衆宗教および民衆に対する意識・思想・観念がよくわかるものであり、維新政府の「淫祀禁止令」の思想背景を探る上で重要な内容であるといえる。

二 平田派国学者による「淫祀」

前述の淫祀に関する長州藩や津和野藩の取り組みの経過を念頭に置きつつ、当時のいわゆる「淫祀論争」をまとめた沖本常吉の『幕末淫祀論叢』に収められている、幕末国学者の淫祀観より「神子禁止令」

の支配イデオロギー、すなわち桂島のいう民衆支配の宗教思想について検証したい。引用が多くなるが、彼らの思想を理解する上で必要な作業であり理解されたい。なお、文中の（頁）は『幕末淫祀論叢』の掲載頁を示す。

長州藩の「淫祀解除」の理論的支柱であった近藤芳樹の『淫祀論』に対し、熊臣はどのような考えを持ったかを示したのが『長門近藤先生謹答 淫祀論』である。この書は「謹答」とあるように、先にも述べた藩主の問に答えたものでその形式は、先ず近藤芳樹の『淫祀論』を引きその後に熊臣の論を展開している。

近藤芳樹は『淫祀論』の中で「淫祀」について次のように述べている。依之醍醐天皇之御世、神名帳のご改正有之五畿七道二所祭之天神地祇、惣而三千一百三十二座と御定め被成、この帳を延喜式之中ニ御収めさせ被成、神名帳に載られたるを正社被成、神名帳二不載を淫祀と御定被成候（中略）神名帳ハ延喜年中御改正の神社の御根帳にて御座候（五十頁）（傍線は筆者による）

すなわち芳樹にとっての「淫祀」とは、『延喜式』の「神名帳」に載せられていない天神地祇であり、御根帳に記載のないものであった。熊臣はこの芳樹の論に対し長文をもって反論しているが、その中心と思われる部分が次である。

此度の一件、彼由緒功績有之小祠等はソ其糺正もなく、一時に悉く破壊せられて、都て彼儒者の所謂淫祀の類永く存在する事眼の当り有之候て、昔の神名帳等をも其時代の実地上を、能々御勘弁可被御事に候、扱皇国の神社に淫祀邪神と申事、神代以来一切無

之趣、（五十三頁）

このように芳樹は神名帳記載以外のものをすべて淫祀とするが、熊臣はこうした論は儒者の狭い見識によるものであり、我が皇国には淫祀邪神といったものは存在しないと主張する。ここからは双方の神社・小社・祠をめぐる「淫祀」観には大きな相違があることがわかる。では、神社や祠などの建造物以外についてはどうかであろうか。長州の淫祀解除を取り仕切った村田清風は『淫祀談』に、「詛而民に功德有之候鬼神ハ改而御帳入被仰付、無詛狐狸又は巫祝之賽銭取に流行神勸請等之部ハ、被相改候而ハ如何可有御座候哉」（三十九頁）と述べている。すなわち民に功德のある鬼神は御根帳に入れるようにするが、詛のわからない狐狸憑き祈禱や巫祝として賽銭を取るといった民間の宗教者は取り締まる必要があるというのである。

また芳樹は呪術的宗教者について「彼最澄・空海か宗門の僧尼及巫覡之者共、（七十二頁）」と述べ、僧尼を「巫覡」と同列に位置し「邪法を行い妖術をなし」とまで述べている。これに対し熊臣は、こうした寺や破戒僧の取締は儒者による考えであり重要ではないとして、今求められるのは

別而長州御領には所謂中古之妖巫覡の真似する神職も希く有之様相聞へ、且又俗に神様へともナアシとも寄嫗とも申類、又其之観音・何之弘法・何之稻荷など申もの、又乞食山伏の色々奇怪を行ひ候類、（中略）、本所本山ある神職・法師・御修験にても無之、唯々凡俗卑下之百姓、無頼之泥坊、又後家嬪（やもめ）は出所本国も知れぬ乞食類にて、男女老少を欺惑妖怪二候、是等ハ一統敵

敷御制禁有之度事ニ奉存候（一〇二頁）

と持論を展開する。すなわち熊臣は、「中古之妖巫覡」の真似をする神職や本所本山を持たず、「色々奇怪」なことを行う乞食山伏などは「男女老少を欺惑する妖怪」であるので厳しく取り締まるべきとしている。熊臣のこうした論・思想はその後書かれた『統淫祀考』にも見られる。

唯俗家の姥婦又は泥坊などの私に暴言を吐て衆愚を欺惑するもの此々として絶ざるは、是こそ彼大生部多、美濃国・席田郡の妖巫が徒類にして、もし秦河勝造・藤原高房等が如きものゝあらば、忽ちに打誅め停止すべき事なれ、かくて此類をば我国にては漢文名にしていはし、淫祀とも呼ぶべくぞおもはるゝ

ここでの「大生部多」とは、『日本書紀』皇極三年（六四四）七月条にある秦河勝が討伐したとする巫覡である。また、「美濃国・席田郡の妖巫」とは、『続日本紀』承和二年（八五二）二月二十五日条の藤原朝臣高房が追捕したとする逸話の妖巫である。すなわち、熊臣にとって「淫祀」とは『日本書紀』など国史にある巫覡や妖巫であり、当時社会においては「衆愚を欺惑する」乞食山伏や口寄せミコを指し、「打誅め停止すべき」存在であつたといえる。

次に周防国の国学者であり、熊臣の後に芳樹の『淫祀論』を評論した岩政信比古の『淫祀論評』の「序文」を『幕末淫祀論叢』より引いておく。

光仁天皇紀。宝龜十一年十二月。勅在右京、如聞。此来無知百姓。構合巫覡。妄崇淫祀。○狗之設。符書之類。百方作怪。慎溢街路。

訛事求福。（略）

コレ淫祀ト云文字ノ国史ニ見エタル始也、サレトコレヨリ先ニモ巫覡ノ淫祠ヲシテ民ヲ惑シテ制セラレシ事ハ在シ也。（二二二頁）
信比古はその後『日本書紀』にある皇極天皇紀にある巫覡の記録を記し、「コレ正シク淫祀ナリ」と評しその後宇佐八幡宮の巫女に言及している。

宇佐ノ巫女ガ申シシ託宣ノ詐ナリシナド、カカル大神宮ニ仕奉ル巫ヘサル詐欺アリシヲ見レバ其余ハ思ヒヤラレタリ、スヘテ巫祝ノ姦偽多キ事可惡ノ甚也。（二二三頁）

そして最後に「トモアレト、立タル祠ノ事ニハ非ス。唯ノ妖言ノ事ト見エタリ、如此淫祀ヲ禁セラルゝハヨケレ」と結論づけている。これらの内容より信比古の淫祀とは熊臣と同様に神社、祠ではなく国史の記録にある、妖言により「無知百姓」を詐欺する巫覡であり当然禁止すべき存在であつた。

最後に、福羽美静と共に宗教政策を主導した鳥取藩国学者で神祇官官僚であつた門脇重綾の著書、『職道慨言』にある「神職改定」の一部を紹介する。

一方今の神職一体の職業、異端の混雜多し。（中略）。且は後世淫祀数多なるに随ひ神職の員数弥増により同然賤業に押移たるにも有へく、今時にては其所作成は巫覡に混らはしき事あり。元來巫覡は和名抄にも乞盜部と。扱て其職業、神職とは隔別微賤の者なれば、元より神社には付属せるものにあらず。（中略）。件の女巫、時代により、処々によりては梟の子里々にてなといひて、

果々にては娼を兼たり（中略）今時にては亡者の因縁などいふま
がまがしき妄言を以衆愚を欺きて糊口とせるよしなるか。

門脇も「巫覡」を乞食と同様の賤業者とみており、「女巫」は「娼
を兼ねたり、妄言を以衆愚を欺」く者とした認識であることが分かる。

以上、長州と津和野における淫祀論争、および維新政府の宗教政策
に関わった人物の書より「淫祀・巫覡」についての論を見てきた。芳
樹と熊臣の見解には同じく国学者ではあるが、芳樹は儒者として、熊
臣は神職者からの見識から仏教や吉田神道の評価に大きく相違がみら
れ、かつ『延喜式』での神社以外を淫祀の基本にするか否かについ
ても見解が異なっている。しかしながら、乞食山伏や「寄嬪」（口寄ミ
コ）等、民衆の中で呪術的手法をもって活動している民間宗教者、巫
祝等を巫覡とし、淫祀そのものであると位置付け取締の重要性を強調
している点は、長州、津和野双方に共通した思想・認識であったとい
える。また、岩政信比古や門脇重綾など宗教政策に関わった他藩の国
学者も同様の見解を示し、かつ、両者の論に注目すべきは巫覡論より
ミコ論に言及し、ミコを卑俗な社会悪として捉えていることである。
彼らの淫祀・巫覡観は国史に表れる淫祀・巫覡・妖巫を再現したも
のであり、民間宗教者は当時代においても同様に民衆を惑わす存在で
あり、厳しく取り締まるべき対象とした思想、観念であったといえる。

三 民衆はどう捉えられていたか

前節より国学者たちは「淫祀」の主な受容者を百姓などの「下民」
すなわち「民衆」と捉えているが、国学者は「民衆」とした下層に生

きる人々をどのように認識していたか、同じく「淫祀論争」より検証
していきたい。

近藤芳樹は「淫祀論」の中で「下民」や「愚民」といった語を次の
ように記している。

・又崇徳院御霊ならんにハ殊ニ下民の翫物として其処此処ニ禿倉
（ホコラ）を建祭るべき故ハ決て無之御事歟（八六頁）

・僧尼の教夥しく相成（中略）、左候て其の僧尼共因果応報の理を
示し、愚民を誘引仕候事一方ならず、（九七頁）

・下民ハ愚なるものにて恐怖を懐き可申候間あらハに神跡を勧請せ
し処の本社へ御かへし被成（九〇頁）

芳樹は崇徳天皇の怨霊は「下民」の翫物、すなわち遊び物であり祠
を建てる必要はない、また、僧尼は「愚民」を誘引し、さらに「下民
は愚かなので除去した「淫祀」の神々に恐怖を抱きやすい」と述べて
いる。これに対し岡熊臣は「下民の恐怖ヲ懐クハ尤ノ事ナリ、賢キ国
政ヲモ執ル人ノ恐怖ヲイタカヌコソ愚カナレ」（九三頁）、すなわち熊
臣は芳樹の「下民は愚か故に恐怖を抱く」とした下民観を肯定しつつ、
国政を執る人こそこうした神々に恐れを持つべきであるというのだ。

芳樹や熊臣がいう「下民」とはいうまでもなく貴族や武士、神官な
ど一定の教育を受けた上層の人々ではなく、百姓をはじめとする学問
に縁のない下層の民たちである。既に熊臣の文中からは「唯々、凡俗
卑下之百姓」といった文言があり、彼にとつて百姓は「愚かで淫祀に
恐怖を抱き騙され易い愚民、下民」であったといえる。そして熊臣の
最たる問題意識は「愚民、下民が恐怖を抱く」ことにあるのではなく、

淫祀とされる神々を恐れない為政者こそ恐怖とし、為政者は執政において注意すべきとしたところにあった。

岩政信比古も既述のように『淫祀論評』に光仁天皇紀の内容を引き「無知百姓。構合巫覡。妄崇淫祀」と記し、門脇重綾も『職道概言』に「まがまがしき妄言を以て衆愚を欺き」と表現している。

最後に大國隆正の民衆観を桂島宣弘の論考より概観しておきたい。

桂島は大國の思想について、多くの資料よりその内実について論究しているが、その中でも注視すべきは、大國の思想が「国の見識」を有しない民衆を「愚民」として信頼せず、対外危機下において「神道」を「民衆のイデオロギー教化の具」と位置付けているとした主張である。桂島はさらにこうした思想は対外侵略に向かう論理と、「愚夫愚婦」とする「愚民的人民教化の論理」であると指摘している。

以上、平田派国学者たちの民衆観を概観したが、彼らの民衆観は淫祀観と同様にその多くが記紀や国史の記述に依拠しており、総じて、

「学問や教育を受けていない下民は愚かで、妖怪や狐狸などを恐れ、妖言・妄言に騙され易い者たち」とし、民間習俗を信じる民衆は為政者に重大な状況を起こしかねないとした認識にあったといえる。そして、大國に至っては対外危機に対し、天皇を頂点とする神道国家建設が必至であり、国民に神道教理に基づく適切な教育を施すことが急務であるとしている。

第二章 大阪府の民衆の動向と「淫祀禁止令」

では、平田派国学者たちの淫祀・巫覡観、および民衆観は、具体的にはどのように維新政府の宗教および民衆統治政策に投影されたのだろうか。政府の布告や達のみからでは見え難いので、大阪府の民衆統治と一連の「淫祀禁止令」から見ていきたい。「淫祀禁止令」と民衆統治に関する政府の布告・達と大阪府布令を「表」にしたのが次である。

表 政府および大阪府の宗教政策

元号	西暦	月日	政府	月日	大阪府
明治元年 (慶応四年)	一八六八	三月一三日 三月一五日	王政復古・祭政一致の布告、神祇官の再興 五榜の掲示	四月一三日 一〇月一〇日	神仏分離心得 神符投下等迷信ノ禁止
明治二年	一八六九	七月 八日	宣教使を置き、神祇官の所置とする		
明治三年	一八七〇	一月三日 一〇月一七	大教宣布の詔 天社神道士御門家免許ヲ禁ス(太政官布告)	一二月 一二月 七日	徒党・強訴ノ取締(太政官) 〔五榜の掲示〕の具体化 天社神道ノ禁止
明治四年	一八七一	八月八日	神祇官廃止、神祇省設置	四月	百姓・町人ノ修験道禁止

明治四年	一八七一	一〇月一四日 一〇月二八日	六十六部ヲ禁止（太政官布告） 普化宗ヲ廃ス（太政官布告）	不免許者ノ祈禱・呪禁等の營業禁止 宮座ノ廃止
明治五年	一八七二	三月一四日 四月二八日 九月七日 九月十五日	神祇省廃止、教部省の設置 国民教化の基本大綱「教則三条」 中央に大教院、地方に中小教院を設置 修驗宗廃止令（太政官布告）	神子・巫神おろしノ禁止 地藏祭ノ禁止 賣卜其他ノ禁止 修驗宗の廃止
明治六年	一八七三	一月一五日	梓巫子市並憑祈禱狐下・所業禁止（教部省達第二号）	

出展資料 政府…『宗教関係法令一覽』（安丸良夫・宮地正人『宗教と国家』岩波書店、一九九六年（第三刷））

大阪府…『大阪府布令集』（大阪府史編集室編、大阪府、一九七一年）

この表から、大阪府は政府の布告・達を基本的に受けつつ、政府に先行、あるいは独自の民衆統治と関わる内容の布令を発布していることがわかる。このように政府に先行し、また具体的施策を多く含む大阪府の淫祀禁止令の目的・意図は何にあつたのか、大阪の当時における社会状況、民衆の動向より見ていきたい。

本論に入る前に大阪府の政治的位置と成立経過、担い手等について簡単に触れておく。

大阪は幕藩体制において大阪城を中心とした西国支配の軍事拠点であり、また「天下の台所」として全国から米をはじめとする商業品が取引される全国一の商業都市であつたことは周知であるが、その位置と役割は維新政府にとつても同様であつたことはいままでもなく、むしろその重要性は高まったといえる。大久保利通が慶応四年（一八六八）一月二十三日に大阪遷都を建白した理由が、「経済の中心で海陸の交通の便のある」としたことからその位置の重要性が窺える。

大阪の初代府知事は公卿の醍醐忠順、次に後藤象二郎（土佐藩）

（明治元年～三年）が府事管理から知事に、小松帯刀（薩摩藩）が明治元年の短期間、後藤と共に府事管理に就いている。その後、公家の西四辻公業、肥前の渡辺昇が就任している。このように大阪府はその政治的重要性から知事をはじめとする役人には維新に大きな功績があつた人物が配置され、また下級官吏は旧幕府時代の諸役人で大阪出身が多く、大阪の諸事情に通じていたと思われる。

一 大阪の民衆の動向と対する施策

大阪は既述のように幕末から維新にかけて、政治および経済・軍事の拠点としての重要性を一層拡大し、政治動向の影響を直接的に被るものであつた。では、こうした情勢の下、大阪の民衆の動向はいかなるものであつたか、また対して大阪府はどのような施策を執つたのであろうか。

『大阪府史』には慶応二年（一八六六）に起きた打ちこわしについて、その状況と社会背景について詳しく述べられている。¹⁹ 五月三日に

西宮で始まった打ちこわしは兵庫、池田と波及し、十四日には大坂市中を駆け抜け、十五日には堺・泉大津、二十四日には泉佐野・尾崎辺りまで及び、岸和田藩など五藩の軍勢が出勤するという状況であったという。

慶応三年（一八六七）八月から十二月に近畿や東海地方に発生したいわゆる「ええじゃないか」騒動が起きるが、大阪における様子は大阪町人平野屋武兵衛の記した「浪華能繁醉魯苦」²⁰に次のようにある。

卯（明治三年）十二月二十九日、（前略）、諸国は元より成とも大坂之市中もいろいろの御杖（札か？）やら、佛体やら、金の玉やら、御幣やら、扇子、小判、（中略）、石地藏、何という事なしに御ふり、踊歩行、御札ふり候家に八七日程づゝ御祭りの間、参詣人としておどり来り候、多人数へ酒やら肴やらにぎりめしやら出し、（後略）

大阪の町にお札や佛体、扇子、挙句の果ては地藏までが降つて下り、お札が降つてきた家では踊りながら来る参詣者多数に酒や握り飯をふるまわなければならない様子がよくわかるものである。また、武兵衛は「不思議の控」には慶応三卯年十一月の「老松町おかげおどり」について記し、「日々おひおひそれはそれはおどる人さつぱり狐つきの如し、不思議なる事也」²¹と述べている。

伊藤忠士はこのような「ええじゃないか」現象は、「民衆の間の日常的な信仰が総動員されている」と分析すると共に、「神がかり」や「天狗（狐）つき」があったことが、下層民衆による行動を正当化していたとし、民衆が集団化するにはなんらかの呪術的宗教現象の要素

があったことを明かにしている²²。また、『大阪府史』には「ええじゃないか」騒動についても詳しく記され、老若男女が踊り狂い降札のあった富商・豪農に酒食を強要するものであり、拒否すれば災いが来るとされ一揆・打ちこわしと紙一重であり、また、新たな政治への期待を孕んだ民衆の動きであったと記している²³。

大阪府は「ええじゃないか」騒動の翌年、明治元年（一八六八）十月十日に次のような「神符投下等迷信ノ禁止」なる布令を發布する。

舊多、曲者共神符・佛札ヲ降下為致、下民を迷し候所、此頃又々右同様之義有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、右ハ全曲者共之仕業ニ而、決而可信用譯ニ無之、勿論右仕業致し候ものハ、急々召捕敵科ニ可處候へ共、自然右ニ被欺迷、祭礼等致し候もの有之候へハ、屹度取糺之上、右仕業致候者與同様可為曲事候

趣旨は、「前年多発した神符等を投下して下民を惑わす仕業が最近又起きていると聞く。これらは曲者の仕業であり信用してはならず、厳しく取り締まり、また、自ら祭礼等をする者も同様」とある。「舊多事」とは前年の「ええじゃないか」の民衆運動・行動を指しており、この布令は再びこうした兆候があることに對しての対応であることは間違いないが、為政者は「ええじゃないか」といった騒動は、迷信を吹き込み「下民」を惑わす「曲者」達によると捉えていたことがわかる。「ええじゃないか」の降札は討伐派の画策とする説もあり、ここの「曲者」はそうした人物を指す可能性はあるが、先に述べたように「ええじゃないか」には神がかりや「狐憑き」のような現象が實際見られ、また、「自然右ニ被欺迷い、祭礼等致し」とした内容より、

こうした騒動には何等かの呪術的信仰が関わっているとされた為政者の認識・観念の下で出された禁止令であった可能性は否定できない。

新政府の発足により、「世直し」を希求したとされる「一揆」や「ええじゃないか」騒動は一旦落ち着くが、米相場の高騰や新政府の執った政策への不満や疑念から、明治二年（一八六九）には再び打ちこわし・強訴といった民衆騒動が全国的に頻発するようになる。

政府はこうした動きに対し、明治三年には厳しい弾圧を行い²⁴一定の鎮静化が見られるが、その後も衰退することはなかった。『明治初年農民騒擾録』²⁵によれば、明治三年二月に「市中下屎相对売買反対」とする騒動が大府西成郡の数村で起き、二千人が参加している。表立った記録には乏しいが大府においても大小の民衆騒動が起きていたことは想像に難くなく、大府府は明治三年一二月「徒党・強訴ノ取締」を發布する。その内容が次である。

諸国高札へ揭示有之候通、何事ニヨラス大勢申合せ、又ハ強て願ヒ事ヲ企ルヲ徒党・強訴ト名ツケ、重キ御法度ニ候處、近来諸所ニ於テ、奸民トモ我身ノ得手勝手ヨリシテ事ヲ好ミ、種々申タクミ、良民ヲ欺キ、徒党・強訴ノ人数ニイサナイ入レ、御法度ヲ背キ候ノミナラス、妄リニ家財ヲ毀テ、屋敷ヲ焼捨ル等ノ乱妨狼藉ニ至リ（後略）、

但、奸民共徒党・強訴杯ノ人数ニ勸メ候節ハ早速御役所へ訴候得ハ御褒美ヲモ被遣ヘキモノ也

慶応四年（明治元年）（一八六八）三月一三日に王政復古・祭政一致が令され、一五日には「五榜の揭示」の高札が太政官より出される。

ここでの「諸国高札」とは「五榜の揭示」を指すが、第一札は五倫道徳の遵守であり、第二札が徒党・強訴・逃散の禁止となっている。第三札が切支丹邪宗門の厳禁であり、この順序より、全国における民衆騒動の高まりに対する政府の強い危機感を読み取ることが出来る。

ここでの「奸民」が呪術信仰と関係のある人物であるかは文面からは明確ではなく、かつ、大阪の百姓一揆や打毀しがどのような宗教環境により喚起されたかは資料が乏しく不明である。しかしながら、「ええじゃないか」や一揆において「神がかり」や「天狗（狐）つき」的な、すなわち呪術的な民俗信仰の影響が少なからず見られたことは、前述の式兵衛の記録や伊藤の分析から明らかである。また、前述の「神符投下迷信ノ禁止」が集団騒動と呪術信仰とのつながりを意識して出されたことや、長州藩の一揆が呪術信仰とつながっていること、さらに安丸は維新期の一揆には「世直し神々」の存在が大きかった事を指摘しており、²⁶こうした騒動には風聞などにより神がかり的な扇動者がいるとした認識が少なからず為政者にはあった、とするのは全く的の外れではないであろう。

二 大阪「淫祀禁止令」の意図と変化

大阪府が政府に先立ち、かつ独自の「淫祀禁止令」を發布していたことは既に述べたが、ではこうした布令は具体的にどのような内容であり、その目的・意図はどこにあったのか、先の民衆統制との連続性を検証するとともに、国政との関係をも見ていきたい。

大阪府は明治四年（一八七二）四月に相次いで以下の布令を發布する。²⁷

A 四月晦日 不免許者ノ祈禱・呪禁等ノ営業禁止

巫祝類官許ヲ受候上、神祭行事方如式執行候者、其分ニ候處、平人之身ヲ以祈禱・祝禁等之業相當候もの有之哉ニ相聞、(中略)、急度咎可申付事

B 四月晦日 百姓・町人ノ修驗道禁止

百姓・町人等、一身兩名ニ而、修驗道相立候義、向後急度差留候條、佛像類所持有之分ハ、速ニ最寄之寺院等へ相納、本業專ニ可相當候事

C 四月 宮座ノ禁止

向後宮座廃止申付候ニ付、社務人・宮守等相備候カ、又ハ村中ニテ奉仕候カ、都合次第麁略無之様可致事

但、社人・宮守等取極候ハ、早々可申出事

Aは政府の免許を受けた「巫祝」、すなわち神社における神官等が祭事を行う事は許されるが、平人が祈禱や祝福儀礼を行う事を禁止しており、Bは百姓や町人等のAと同じく平人が修驗道を生業とすることを禁じている。政府は明治三年(一八七〇)十月に「天社神道土御門家免許ヲ禁ス」を發布し、土御門家の免許発行を停止し全国の陰陽師等の巫祝の活動を禁止している。さらに明治五年(一八七二)九月に「修驗道廃止令」を布告し、修驗宗は天台真言宗へ帰入される。大阪府の布令は同じく「巫祝」および「修驗」を対象としたものではあるが、これら政府の布告を受けたものでないことは内容、時期からも明らかである。大阪府の布令に共通する内容は祈禱、祝福儀礼、修驗といった呪術的宗教行為、および宗教者に百姓や町人といった平人が

関与してはならないとされていることであり、民衆が呪術信仰の主体者になることを禁じたものである。また、Cは「宮座」として村々の衆人が集まり祭事を行うことを禁止している。

これらの内容より明治四年四月に發布された一連の「淫祀禁止令」は、平人が呪術信仰に関わる、あるいは祭事を理由に集団として行動をすることを禁止、牽制したものであり、先に述べたように民衆騒動が呪術信仰の影響を受けているとした事実や風聞を根拠とした民衆に対する淫祀支配、規制であった可能性は否定できない²⁸⁾。

その後、明治五年には相次いで「淫祀」に関する禁止令が發布される。長くはなるが時の為政者が「淫祀」をどのように認識していたのか、政府の宗教政策の転換との接点がよくわかる内容であり、労を惜しまず引いておきたい。

D 四月十四日 神子・巫神おろし等ノ禁止(申一三六)

神子・巫神おろし又ハ稻荷おろしなど號し、妖怪之所行を以、諸人を誑惑し、夫を渡世とするものあり其罪不軽事ニ付、詮議之上、速に咎方におよぶべき咎之所、従来之悪弊故、間々自ら其非なるを知らずして執行ひ来るものも可有之ニ付、格別寛大之旨を以、是迄之所行ハ何等之不及沙汰、向後ハ堅く禁止候條、其旨篤く可相心得、満一猶も不相改者之ハ、屹度咎方ニおよぶべき事

但、向後本文所業之者見当り候ハ、可届出候事

内容は、「神子および巫術者が神おろし(口寄せ)や稻荷おろしと称して妖怪の所業をもって人々を誑かし惑わしている。このような所業を職業とすることは軽い罪では済まされぬ云云」としたもので

あるが、ここで注目されるのは神子や巫術者を、「諸人を誑惑する」罪悪人としていことである。こうした認識や観念は先に述べた岡熊臣など平田派国学者が梓神子や巫祝を「衆愚を欺惑する乞食山伏や「寄嬭」（口寄せミコ）」としている内容と同様であり、先の「徒党・強訴ノ取締」における「良民を欺く奸民」と共通したものであるといえる。

次からは、明治五年四月二十八日に発布された「教則三条」以降の布令である。

E 七月二十日「地蔵祭ノ停止」（申二四五）

無用之冗費を省き、有用廣益を圖り、開化之域ニ赴く之今日ニ當り、當地旧来地蔵祭とし、金錢を繋ぎ合せ、町内集会し、飲食を事とするの旧習有之、右ハ畢竟無益之財を費す而已ならず、是が為亦有用之時間も費し、無謂事ニ付、自今停止候事

F 七月 賣卜其他ノ禁止（申二五一）

人之禍福吉凶、天命無常と雖も、凡其身平生行ひの善惡ニ由らざるハなし、然るに世の浅智昧識之者、覬覦之心を生し、動もすれば賣卜其他星運・人相（中略）・墨色・識文等、怪異之説に迷ひ、祈禱・星祭・方除等を以、（中略）、夫意想・賣卜・呪詛等ニて吉凶禍福を知り、（中略）、右等ハ畢竟人心を惑ハす奇異妖怪之所業ニ付、向後總而禁止せしむる條、早く愚昧の惑を解き、文明之域に進み、各心志を正敷し、職業勉勤可致事

Fは近世において、山伏や陰陽師、夷願人など民間宗教者が行つていた禍福吉凶の卜占を全面的に禁止するものであり、理由は前述の

「神子禁止令」と同様に「つまるところ人心を惑わす奇異妖怪之所業」とある。したがつてこの布令も民衆を惑わす悪習を禁止するものであり、今までの民衆統制を目的とする淫祀禁止の一環であると考えられる。しかしながら、注目されるのは最後に「文明之域に進み、各心志を正敷し、職業勉勤可致候事」とあり、これまでと違った趣を呈している事である。また、Eの地蔵祭も民間宗教であり「開化の域」とあり、Fと同様の意図によると思われる。

さらに大阪府は八月に次の布令を発布する。当時のミコに対する為政者の観念、対応が端的に表れているので長くはなるが全文を引いておく。

G 八月 接腹療治稻荷おろしノ處罰（申二七〇）

神子・巫・神おろし亦ハ稻荷おろしなど、妖怪の所行ハ堅く禁止之旨、当四月布令達置候處、西大組第二十區幸町二丁目奥野萬七妻とよ儀、去ル辰年巳來、稻荷明神移り之體ニ仕成し、神術と偽り、按腹療治致、右布令後も儂（？）衆人を誑惑する所業不相段、不埒ニ付、召捕へ及糺問候場所ニ於而も、猶狐乗移の姿を擬し、奇異妖怪之言語を発し、一時可遁之術相巧ミ其後再應糺問之末、是迄之所業ハ總而偽りすて、全く相神乗移り候杯之儀無之旨、竟ニ及白状候間、彼是之始末不埒之至ニ付、今度八十日禁獄申付候、抑人ハ萬物之靈とて、地球上生あるもの々中ニ人間より尊きものなし、何ぞや狐狸の如き畜類として人にニ乗移り、病を療する等の謂れある理あらんや、然るニ從來人智不開の風習より、動もすれば是等妖怪の妄説を信し、前條とよの如き奸策・詐術ニ惑わさ

れ、徒ニ金錢を費やし候もの不少、實ニ可愧事ニ非ずや、衆庶宜しく此的證を以其非なるを悟り、從來の惑を解き、各文明の域に進ミ、職業勉勵可致事

この布令は先の「神子禁止令」に違反し、「稻荷明神が乗り移った」と騙し「接腹治療」（腹をさする療法）を行ったとする「とよ」なる妻女の嫌疑について、その経過と処罰内容を詳細に記述したものである。個人の住所や取調の様子までも詳細に記されており、布令とは思われぬ内容であるが、「衆人を誑惑する所業不相段」「何ぞや狐狸の如き畜類（中略）是等妖怪の妄説を信し、前條とよの如き奸策・詐術ニ惑わされ」とした文言に、為政者の淫祀・巫覡の民衆への影響力に対する脅威を見ることが出来る。そして、こうした脅威が「とよ」等、神子・巫術者への厳罰へと繋がっていると見えよう。また、F「賣卜其他ノ禁止」と同様、最後に「從來の惑を解き、各文明の域に進ミ、職業勉勵可致事」とあることは、淫祀は民衆を誑惑し文明開化・勤勉を妨げる故に、解除し民衆の教化が重要であることを意味しているといえる。

以上、大阪府における「淫祀禁止令」について概観したが、淫祀を「妖怪ノ所業」とし民衆を誑惑するものであるとした思想・觀念の下の禁止令であり、平田派国学の思想を根拠とする、あるいは影響を受けての内容と思われる。そして民衆騒動が少なからず「民衆を誑惑」する淫祀の影響下にあるとした為政者の認識を確認できるものである。そしてまた、「教則三条」以降の布令には、淫祀そのものを悪習として厳しく取り締まると共に、こうした悪習を是正することが新たな文

明を受け入れ「職業勉勵」につながるとした文言が加味されるようになってきていることがわかる。

歴史学者で『大阪市史』編纂の責任者であった幸田成友は、「大阪市史明治時代未定稿」の中に一連の「淫祀禁止令」について次のように記している。

祈禱・口寄・稻荷下げ等の迷信につきても、本府は四年三月・五年四月・同八月等屢々是を禁じ、五年七月地藏祭と称して戸々金錢を齎集するを停止し十一月亦路傍の地藏・妙見・稻荷・道祖神などを撤去せしめ、六年正月亦梓巫・市子・憑祈禱者・狐下し・神降し等の徒の、靈占・口寄等と唱へ、医薬を停め、断食を命ずる等を厳禁し、猶密に、これを行ふものあらば届出でしめたり。されどこれ等の法令は、此迷信を終息せしむるには何等の効用も有せざりき。是より先き五年四月、教部省は教則三ヶ条を發布し、教導の職にあるものをして準拠せしめ、以てこれ等の迷信に代へんとしたり。²⁹⁾

幸田は一連の「淫祀禁止令」が、庶民の民俗的宗教環境を変えるに何等効果がなかったことを指摘し、さらに国はこうした迷信（呪術信仰）の対応として、国民教化に乗り出したと分析している。

大阪府が「神子禁止令」をはじめとする「淫祀禁止令」を政府に先行し施行した理由は、既述のように大阪府下において一揆・打ちこわしといった民衆の集団的反権力行動が頻発、あるいはその可能性があったことはもとより、なによりも大阪が西国の政治・商業・軍事の拠点として、こうした騒動は民政においても諸外国との関係においても

重大な悪影響を及ぼすことを考慮したものであったといえる。また、これら一連の施策は天保年間の大塩平八郎騒動²⁰、既述の慶応二年の「打ちこわし騒動」、および慶応三年の「いいじゃないか」といった民衆騒動からの教訓としての危機管理であり、大阪の民衆の動向と宗教環境を十分に踏まえた上での施策でもあったことは大阪府の役人配置からも窺えるであろう。

第三章 国民教化政策と「神子禁止令」

この章では前章までに論じた淫祀論における淫祀・巫覡観、および大阪府での「淫祀禁止令」、「神子禁止令」の例を参考に、国政における「神子禁止令」の位置づけについて検討する。

一 教部省設置と国民教化政策の動向

明治五年（一八七二）三月十四日に神祇省が廃止され教部省が設置される。既に述べたが四月二八日には国民教化の基本大綱「教則三条」（敬神愛国、天理人道の明示、皇上奉戴朝旨の遵守）が布告され、これにより伊勢神宮と天皇を中心とする神道国家を目指す国民教化政策の強化と方向性が明確に示される。教部省の設置を主導したのは、大國隆正の影響を受け維新の宗教政策に深く関与した津和野藩出身の福羽美静であり、その目的は対外からキリスト教を防御すべく、国民に前記の「教則三条」を浸透せしめ国体を堅守するためであったといわれている。しかし、福羽は教部省の設置と共に教部大輔を任官するが、二か月後には罷免され、その後任として周防藩士である宍戸璣が

就任する。宍戸は長州藩「淫祀解除政策」の理論的根拠とされる『淫祀考』を著した山県太華の養子であり、「淫祀論」に精通していたと思われる。

教部省の設置の当初の目的は明治二年七月に置かれた宣教使に代わり、キリスト教対策としての国民教化の強化にあったが、真宗をはじめとする仏教勢力による政府の神道一辺倒に対する攻勢は次第に強まり、こうした国民教化に対しても影響力を持つようとする動きが顕著に表れてくる。また、対外政策としてのキリスト教弾圧も列国の厳しい批判にその方針を変更せざるを得ない状況であった。

仏教勢力がいかに国民教化に影響力を持つようになったか、またその意図がどこにあるかが如実に分かるのが明治五年五月に教部省宛に出した次の「大小教院設立願書」である。

新二教部省ヲ設置セラレ祠官僧徒数科ノ教正ヲ徴シ（中略）大教院ヲ設ケ神道ヲ始メ釈漢洋諸科学ヨリ宇内各国ノ政治風俗農功物産ニ至ル迄悉ク之ヲ講習シ海外ノ講師ニ媿サラシメ人材ヲ揀育シ頑固迂僻ノ悪習ヲ一洗シ今日実用ノ学ヲ起サシメ且各府県ニ小校ヲ置キ其制ハ大教院ニ倣ヒ文明開化ノ氣運ニ領シ家毎ニ説戸毎ニ諭サハ縦令奸民有テ愚民ヲ扇動スト雖之ヲ施スニ術ナカラン是ヲ以テ各宗合議注目スル処一二教院ニ在リ（後略）²¹。

この「願書」は天台正宗学院豪海をはじめとし、真言宗、浄土宗、禅宗、真宗、日蓮宗、時宗の僧、総勢二十人の連名により提出されたものであり、正に仏教界の総力をかけたものであった。主旨は国民教化にあたり、僧徒は時事や神道などに疎く十分に愚民の疑惑を解くに

は至らず、大小の教院を設立し神道をはじめ各国の諸事・諸物について講習し優れた人材を育成すべしとある。仏教組織が積極的に国民教化に参入することを言明するとともに、そのために講師育成のための大小教院設立を立願したものである。そしてその目的は、「文明開化の氣運ニ領シ家毎ニ説戸毎ニ諭」せば「縦令奸民有テ愚民ヲ扇動スト雖之ヲ施スニ術ナカラシ」とある。正に国民教化することこそが奸民による愚民煽動を阻止する良策であったものであつた。

二 「神子禁止令」の社会的意味

明治六年（一八七三）一月十五日、次の達が教部省より發布される。「梓巫市子並憑祈禱狐下ケ等ノ所業禁止ノ件」（教部省達第二号）

従来梓市子憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民を幻惑セシメ候儀自今一切禁止候条於各地方官此旨相心得管内取締方嚴重可相立候事

京都府では明治四年四月に、大阪府では既述のとおり明治五年四月十四日にほぼ同様の内容の「神子禁止令」が發布されている。すなわち京都、大阪共に、政府が国民教化の基本要綱「教則三条」を布告した明治五年四月二十八日より以前に出されている。大阪については前章で述べたように、民衆騒動との関係が推測され、後に發布された「淫祀禁止令」とは主とする意図に变化があることを明らかにした。国の「神子禁止令」は教部省伺（一月九日）³²を以て布達されているが、その内容には「愚民ヲ蠱惑シ智識ヲ抑濁シ到底開化ノ進歩却退セシメ大ニ教義上ニ關係イタシ候事故」とあり、その大意は開化政策にある

とも見える。

既に述べたが、百姓一揆や打ちこわしといった民衆騒動は幕末から明治初頭にかけて頻発し、日本の歴史においてかつてないものであつた。こうした騒動に対して政府は、主に軍隊の出動などによる武力、首謀者の厳罰、要求の一定の改めなどにより対処したが、実際は容易に終結をみるものではなかつた。

政府や要人がこうした騒動をどのように認識していたかを知る資料が次である。³³

(ア) 群馬郡四郷の農民暴挙（明治二年十月二十九日 太政官日誌一〇六）

下民共強訴に及び、ついに暴挙に立至り候次第、愚昧賤劣とは申しながら、不束の至りに候。

(イ) 三重で農民一揆（明治二年十一月五日 太政官日誌三）

粗暴の挙動に及び候は、往々姦猾の徒、扇動の次第もこれあり、右様悪習推移して候ては、大いに御政体に関係し、はなはだ以て容易ならざる事に候、きつと巨魁の者取調べ、処置方刑部省へ窺はずべく候事。

(ウ) 廢藩不平（明治四年十月七日 太政官日誌七十六）

各地方に於て奸民ども徒党を結び、陽に旧知事惜別を名とし、ほしいままに人家を毀焚し、あるいは財物を掠奪候等の暴動に及び候もの往々これあるべき趣き相聞え、朝旨を蔑視し、国憲を違反し候次第、その罪軽からず候條、

(エ) 伊勢の暴徒（明治五年一月 日要新聞）

愚民を煽動し、騒擾大方ならざりしかば、追々県庁に捕縛したるよしなり。それ前説の如き、虚妄たることを待たずといえども、僻遠に住みて我れに知識なきときは、かえつて御政体の変遷に驚き、浮萍の造言に誑惑して、ついに天咎を蒙るに至る。その愚もまた憐むべきなり。そもそも田舎辺邑の人は勉めて知見を広くして謹みて御趣意に背かざらんこそ肝要ならぬ。

太政官日誌とは、明治政府が慶応四年二月から発行した日誌形態の政令記録であり、各地の動静や政府の政策を周知される目的で各行政機関に配布された。したがってここに記録されている内容には、当時の政府が百姓一揆などの民衆騒動をどのように捉えていたかが端的に表れているといえる。

政府はこうした騒動は百姓など下民が愚かで賤しいためであるとしていることは（ア）の内容から窺え、かつ、（イ）の「往々姦猾の徒、扇動の次第もこれあり」、（ウ）の「奸民ども徒党を結び」の文言より、一部の悪賢い者どもにより煽動されているとしている。こうした民衆騒動に対する政府の認識は、既述の大阪府が明治三年十二月に出した「徒党の禁止」の内容に通じるものである。

さらに注目されるのは（イ）に「右様悪習推移して候ては、大いに御政体に関係し、はなはだ以て容易ならざる事に候」、（ウ）に「朝旨を蔑視し、国憲を違反し候次第、その罪かるからず候條」とした内容である。政府は、「奸民」により誑惑された民衆騒動が国体に重要な危機を及ぼし、また、天皇を蔑視し国家の方針に反し重罪であると認識していることがわかる。（エ）は明治五年に伊勢で伊勢信仰をめぐる

つて起きた騒動についての「日要新聞」による記事だが、「愚民の騒動は知識がない故であり、田舎の人には知見を広め政府の方針に背かないようにすることが肝要である」と記されている。

これらの記録はすべて「教則三条」発布以前のものであり、政府が早期に民衆騒動を重大危機と捉え、鎮静させる方法・施策として武力だけではなく、「愚民」の教育および「愚民」を煽動する「奸民」の取締りの強化が重要であると認識していたことがわかる。

安丸は迷信・淫祀と見なされる民俗信仰への抑圧が強化されるのは、仏教側が教化体制に組み込まれることが公認された明治五年（一八七二）以降であるとともに、浄土真宗の僧で教部省設置を進めた島地黙雷が、祈禱や卜占等を生業とする宗旨は「叩キツブス工夫が肝要」であり「民衆は愚かな者で宗教によって教化しなければならぬ」とした考えをもっていたことを指摘している³⁵。

このように当時の仏教勢力の民俗宗教に対する思想・観念は国学者と極めて類似し、国民教化のために排除すべき主たる対象は祈禱や卜占とした呪術的信仰と山伏や神子たちであった。したがって政府の「神子禁止令」に結びついた可能性は否定できない。しかし前述のように、京都、大阪では先行して令されており、神子の呪術者としての存在の重要性は、国民教化以前より社会では認識されていたと考えられる。

政府が山伏や神子を「奸民」として認識していたか否かについては明らかではないが、呪術信仰が民俗として民衆の生活意識構造に深く根ざし、集団行動を喚起したという事実はいままでに論じたとおりで

ある²⁶⁾。呪術信仰・巫覡の中心には常に神子の存在が在り、民衆統治、国民教化を進める上で山伏や陰陽師の廃止だけでは不十分であり、民衆の生活に深く根ざした神子の存在を社会から排除することこそが重要であることを、政府は「神子禁止令」を先行した大阪や京都の教訓より導き出したと言えるのではないだろうか。

むすび

幕末に起きた「淫祀論争」は、長州藩の天保期における一揆などの民衆騒動を契機とする民衆支配のための宗教改革を、津和野藩などの平田派国学者たちが批判的に論じたものである。「淫祀論争」から明らかになったことは、平田派国学者が国史などの記録より、山伏や梓神子など民間で活躍していた呪術的宗教者を律令国家と同様に「淫祀・巫覡」として、百姓や平人などの「愚民」を誑惑、すなわち「愚かな」民衆を「たぶらかしまどわす」存在、社会悪として厳しく取り締まる必要性を説いていることである。正にこうした思想が「神子禁止令」発布の思想的根拠・背景であり、また、民衆支配としての構図、「愚かな民衆↓誑惑する巫覡↓民衆騒動↓巫覡の取締り⇨国民教化」として浮かび上がってくる。

こうした構図の具体的実践例が、維新時に大阪府が政府に先行して施行した「淫祀禁止令」と「神子禁止令」であり、これらの内容は為政者が如何に呪術信仰と民衆騒動とのつながりを恐れていたかがよく分かるものである。そして施策は一定の効果を奏したといえる。一方、政府は大阪府に遅れ「神子禁止令」を発布するが、その目的は強圧に

も鎮静化しない民衆騒動対策として、大阪府の教訓から近代化に乗じた「愚かな」民衆教化のための巫覡性の一掃にあつたといえる。

安丸良夫は維新時における民衆騒動は「武力によつてのみ鎮静化されるものであつた²⁷⁾」と言明しているが、先述の如く強圧では鎮静化せず、政府は国民教化による呪術信仰環境の是正にその一つの活路を見出したといえる。そして民衆統治を進める上で、人々の生活に寄り添った神子の民俗的存在が大きな障害であるとして、「神子禁止令」を發布したと結論づけられるであろう。

〔注〕

- (1) 国の「禁止令」にある「梓巫市子」とは、近世において梓神子、市子、市などと呼称され一般的には「神子」とする認識にあつた。大阪、京都の「禁止令」は「神子・巫」とあり、したがつて本稿では双方の「禁止令」ともに「神子禁止令」と略称する。
- (2) 村上專精・辻善之助・鷲尾順敬編『明治維新神仏分離史料』初版、一九二〇年。復刻版、一九七〇年、名著出版。
- (3) 安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店、第一刷、一九七九年、第四刷、一九八八年)。
- (4) 前掲注(3)安丸著書、一七八頁、および安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年)二二七頁。
- (5) 奥野義雄『祈願・祭祀習俗の文化史』(岩田書院、二〇〇〇年)六〇頁。
- (6) 桂島宣弘『幕末民衆思想の研究』文理閣、一九九二年。
- (7) 三宅紹宣『幕末維新期長州藩の政治構造』校倉書房、一九九三年。
- (8) 小平美香『女性神職の近代』ぺりかん社、二〇〇九年。
- (9) 沖本常吉『幕末淫祀論叢』マツノ書店、一九七八年。
- (10) 前掲注(7)三宅著書、第四章「淫祀」解除政策」二二四～二二八頁。
- (11) 天保二年「皮騒動」とは、牛馬の皮を船に積むと穢によつて龍神の

- 怒りにより風波を起し米が不作となる迷信、すなわち呪術信仰を根拠とした一揆であった（前掲三宅著書、八十八〜九十頁）。
- (12) 前掲注(6) 桂島著書、第一章「福羽美静の思想と平田派の没落」七四頁。
- (13) 前掲注(6) 桂島著書、第二章「岡熊臣の「淫祀」擁護論」八五頁。
- (14) 前掲注(9) 沖本篇書所収の「長門近藤先生謹答 淫祀論 全」。
- (15) 武田秀章「明治神祇官政策の「前提」」(『神道宗教』神道宗教学会、二〇〇五年)より引用した。
- (16) 前掲注(6) 桂島著書、第一章第五節「明治初年の大國の主張」。
- (17) 本論においては「淫祀」の定義を「淫祀論争」より、小社や路傍などにある様々な神を祀った祠や地蔵など民間信仰の対象物、および山伏や神子、巫祝など呪術的民間宗教者とする。したがって「淫祀禁止令」とはこれらの廃止・禁止令の総称とする。
- (18) 藤本篤等著『大阪府の歴史』(山川出版社、二〇一五年)二四頁。
- (19) 前掲注(18)、五〇四〜一二頁。
- (20) 脇田修・中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』(清文堂史料叢書第七十巻、一九九四年)一五七頁。
- (21) 前掲注(20)、二五一頁。
- (22) 伊藤忠士『「ええ、じゃないか」と近世社会』校倉書房、一九九五年。
- (23) 前掲注(18)、五三七〜五三頁。
- (24) 安丸良夫『一揆・監獄・コスモロジー』(朝日新聞社、一九九九年)五二頁。
- (25) 土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』勁草書房、一九五三年。
- (26) 家永三郎・石母田正等編『日本思想大系58 民衆運動の思想』(岩波書店、一九七〇年)の補注「世直し神々」において安丸良夫は、「世の中のまちがっているのを正す神々という意味で、この頃からの一揆には、こうした神を口にするかたちをとって、社会変革の要求を内心にもったものが多い」と指摘している。
- (27) 以下、大阪府史編集室編『大阪府布令集』(大阪府、一九七一年)から引用した。
- (28) 小沢浩は「幕末期における民衆宗教運動の歴史的意義」(宮田登、塚本孝『日本歴史民俗論集八 民間信仰と民衆宗教』吉川弘文館、一九九四年)において、民衆の現世利益の要求が檀家制度のゆがみによって山伏などによる呪術的民間宗教に吸収され、生老病死が怨霊・死霊などの障り崇りにあるとした民衆の宗教観念がひろく流布していたと述べている。
- (29) 幸田成友編『明治時代の大阪―大阪市史明治時代未定稿―上』(大阪史料調査会、大阪府史料第七輯、一九八二年)五六頁。
- (30) 前掲注(6) 三宅著書、第二章第二節「大塩平八郎の乱の伝播と天保八年一揆」には、「大塩の乱」がいかにか全国の一揆を喚起したかについて詳述されている。
- (31) 安丸良夫・宮地正人編『日本近代思想大系5 宗教と国家』(岩波書店、一九九六年版)四四七頁。
- (32) 前掲注(8) 小平著書(二四八頁)、『太政類典』第二編より引用。
- (33) 明治ニュース事典編纂委員会『明治ニュース事典1』毎日コミュニケーションズ、一九八三年。
- (34) どのような新聞であったか詳細は不明だが、『早稲田大学蔵書目録』には「東京府、轉新堂」とある。
- (35) 前掲注(4) 安丸著書『近代天皇像の形成』一八八頁。
- (36) 前掲注(5) 奥野著書(六六頁)において奥野は、「(明治政府)は宗教統制に併せて習俗の禁制をおこない民衆を統括していこうとした」と述べている。
- (37) 前掲注(35)、二二六頁に、「いったんこうした蜂起がはじまると・・・、軍事的制圧によってのみ、民衆のこうした幻想形成力を打ち砕くことができた」とある。

(ほりおか きみこ 文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

(指導教員・八木 透 教授)

二〇一七年九月二十九日受理